

京都市域の大規模施設等への営業時間短縮要請に関する

**まん延防止等重点措置協力金
【大規模施設等への協力金】**

[令和3年6月21日（月）～7月11日（日）実施分]

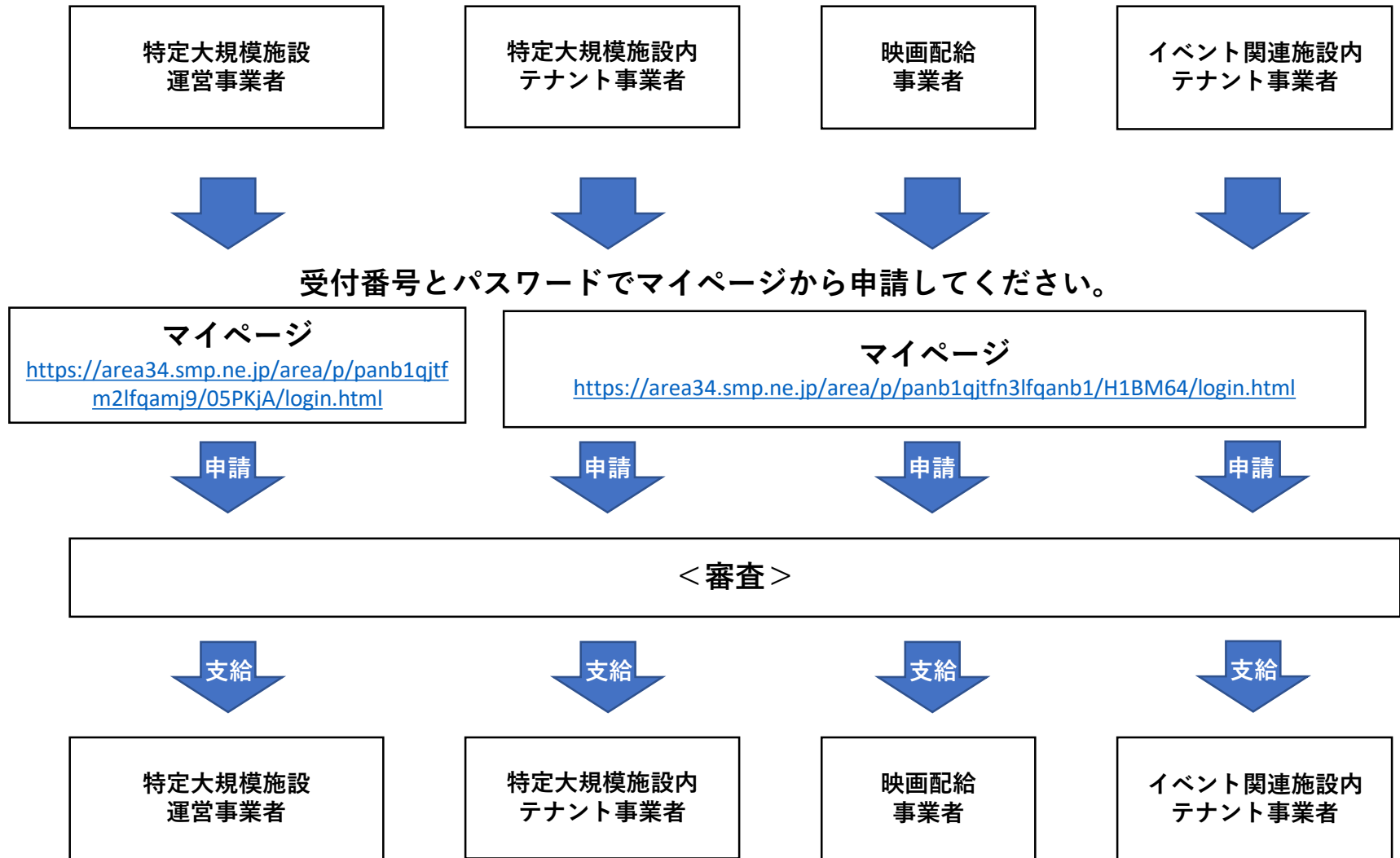
～申請の手引き～

令和3年7月
京都府

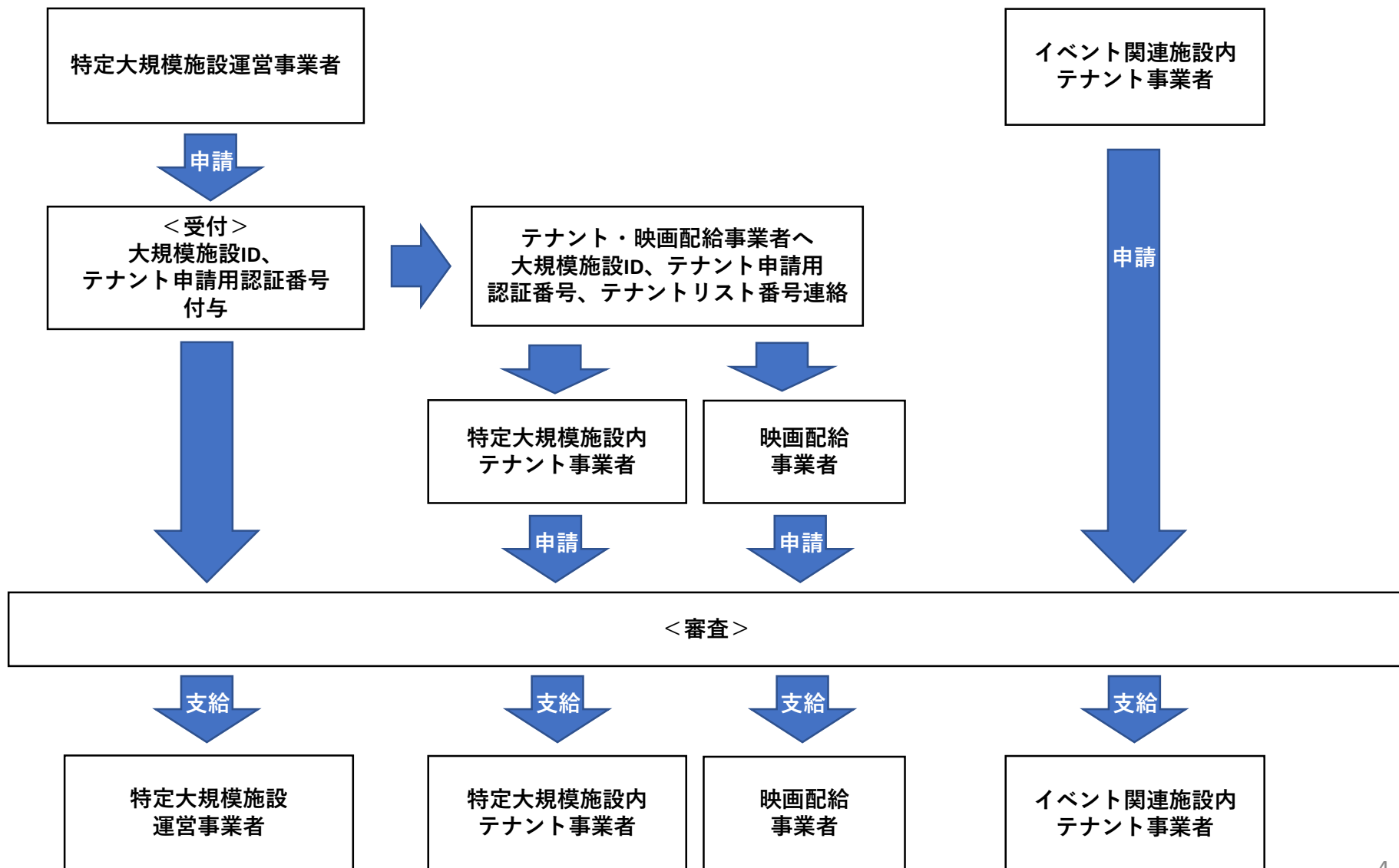
目次

- 申請の流れ（緊急事態措置協力金を申請されている方）
- 申請の流れ（今回初めて申請される方）
- 対象施設について
 - 特定大規模施設
 - テナント事業者
 - 特定大規模施設映画館
 - 映画配給会社
- 施設の床面積の考え方
- 自己利用面積の考え方
- 協力期間の考え方
- WEB申請方法について
- 郵送申請について

申請の流れ（緊急事態措置協力金を申請されている方）



申請の流れ（今回初めて申請される方）



対象施設～特定大規模施設①～

建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える特定大規模施設の運営事業者で、当該施設の営業時間短縮を決定する権限を有し、営業時間の短縮要請に協力いただいた場合、支給対象となります
イベント関連施設の運営事業者は対象となりません

■ 0001：商業施設

大規模小売店、百貨店、スーパー、ショッピングセンター（地下街を含む）、靴屋
衣料品店、寝具小売業、かばん・袋物小売業、下着類小売業、雑貨屋、文房具屋
酒屋、本屋、自転車屋、家電販売店、ホームセンター、リサイクルショップ
園芸用品店、鍵屋、家具屋、建具小売業、畳小売業、宗教用具小売業
金物・荒物小売業、化粧品小売業、新聞小売業、楽器小売業、写真機・写真材料小売業
時計・眼鏡・光学機械小売業、たばこ・喫煙具専門小売業、建築材料小売業、
自動車（二輪自動車含む）販売店、カー用品店、花屋、宝石類や金銀の販売店、
住宅展示場、古物商（質屋、リサイクルショップを除く）、金券ショップ、古本屋、
おもちゃ屋、鉄道模型屋、囲碁・将棋盤店、DVD/ビデオショップ・レンタル、
アウトドア用品・スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物店

※専ら生活必需物資（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品燃料、農業用資材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具）の販売を行う施設を除く。

対象施設～特定大規模施設②

■ 0002：屋内運動施設

体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、
スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等

■ 0003：屋内遊戯施設

マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等

■ 0004：遊興施設

個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等

※ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

■ 0005：サービス業

スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等

※生活必需物資の売り場及び生活必需サービスの提供を行う店舗を除く

■ 0006：映画館等

映画館、プラネタリウム

詳しくは、対象施設～特定大規模施設
映画館のページを参照ください

対象施設～特定大規模施設③（映画館を除く）

申請について	緊急事態措置協力金（4月25日～6月20日実施分）を申請された方は、マイページ(https://area34.smp.ne.jp/area/p/panb1qjtfm2lfqamj9/05PKjA/login.html)から申請してください。
初めて申請される方	申請受付後、「大規模施設ID」「テナント申請用認証番号」が確認画面に表示されます。印刷頂くか、マイページからご確認ください。 また、テナント等リストに記載した店舗等の番号（テナントリスト番号）と合わせて、入居されているテナント事業者等に周知してください。これらは、テナント事業者等が申請する際に必要となります。 尚、施設区分（0001～0006）は、テナント事業者等へ引き継がれますので間違いのないよう入力ください。間違った場合は、速やかにコールセンターへお問い合わせください。
書類について	テナント等リスト（様式G-1～G-3）を作成してください（対象となる店舗がない場合は、「なし」と記載してください）。 添付書類一覧は、要項の別表2＜映画館以外の特定大規模施設運営事業者＞です。 支給額計算書は、「様式A：支給額計算書（特定大規模施設運営事業者）」を使用してください。

対象施設～特定大規模施設内のテナント事業者

床面積の合計が1,000㎡を超える特定大規模施設のテナント事業者で営業時間の短縮要請に協力いただいた場合、支給対象となります

申請について	緊急事態措置協力金（4月25日～6月20日実施分）を申請された方は、マイページ(https://area34.smp.ne.jp/area/p/panb1qjtn3lfqanb1/H1BM64/login.html)から申請してください。
初めて申請される方	入居する大規模施設の運営事業者に「大規模施設ID」「テナント申請用認証番号」「テナントリスト番号」を確認の上、施設ごとに申請してください。申請時には、このID等が必要となります。
書類について	添付書類一覧は、要項の別表3＜特定大規模施設内のテナント事業者＞です。支給額計算書は、映画館以外の特定大規模施設内のテナント事業者は「様式C：支給額計算書（特定大規模施設内のテナント事業者）」を、映画館内のテナント事業者は「様式D：支給額計算書（映画館内のテナント事業者）」を使用してください。

対象施設～イベント関連施設内のテナント事業者

床面積の合計が1,000㎡を超えるイベント関連施設内のテナント事業者で、営業時間の短縮要請に協力いただいた場合、支給対象となります

申請について	テナント事業者の協力金申請にあたって、大規模施設ID等は不要です。 (イベント関連施設の運営事業者は、協力金の申請対象外のため) 緊急事態措置協力金(4月25日～6月20日実施分)を申請された方は、マイページ(https://area34.smp.ne.jp/area/p/panb1qjtfn3lfqanb1/H1BM64/login.html)から申請してください。
書類について	添付書類一覧は、要項の別表4<イベント関連施設内のテナント事業者>です。 支給額計算書は、「様式E：支給額計算書(イベント関連施設内のテナント事業者)」を使用してください。

対象施設～特定大規模施設である映画館①～

床面積の合計が1,000㎡を超える特定大規模施設である映画館の運営事業者で当該施設の営業時間短縮を決定する権限を有し、営業時間の短縮要請に協力いただいた場合、支給対象となります

■大規模施設である映画館の運営事業者について

申請について	緊急事態措置協力金（4月25日～6月20日実施分）を申請された方は、マイページ(https://area34.smp.ne.jp/area/p/panb1qjtfm2lfqamj9/05PKjA/login.html)から申請してください。
初めて申請される方	申請受付後、「大規模施設ID」「テナント申請用認証番号」が確認画面に表示されます。印刷頂くか、ご自身のマイページからご確認ください。 また、テナント等リストに記載した店舗等の番号（テナントリスト番号）と合わせて、映画配給事業者及び入居されているテナント事業者等に周知してください。これらは、映画配給事業者等が申請する際に必要となります。
書類について	テナント等リスト（様式G-1～G-4）を作成してください（対象となる店舗がない場合は、「なし」と記載してください）。 添付書類一覧は、要項の別表5＜特定大規模施設である映画館運営事業者＞です。支給額計算書は、「様式B：支給額計算書（映画館運営事業者）」を使用してください。 ※作品の配給を受けるすべての映画配給事業者から協力金の申請について委任を受け、代理申請を行う場合は、「様式B-2：支給額計算書（映画館運営事業者）」を使用してください。

対象施設～特定大規模施設である映画館②～

■大規模施設のテナントとして入居する映画館について

申請について	大規模施設内のテナント事業者の扱いとなります。P 8 又は P 9 のテナント事業者を参照してください。
--------	--

対象施設～映画配給事業者～

特定大規模施設として協力金の支給を受ける映画館へ作品を配給する事業者で、配給した作品の上映回数が、映画館の営業時間短縮により減少した場合、支給対象となります

申請について	緊急事態措置協力金を申請されている方は、マイページ (https://area34.smp.ne.jp/area/p/panb1qjtfn3lfqanb1/H1BM64/login.html) から申請してください。 ※映画館へ申請を委任している場合は、映画配給事業者からの申請は不要ですが、委任状を提出してください（提出方法が不明な場合は、コールセンターへお問い合わせください）。
初めて申請される方	作品を配給する映画館に「大規模施設ID」「テナント申請用認証番号」「テナントリスト番号」を確認の上、映画館ごとに申請してください。 申請時にこのID等が必要となります。
書類について	添付書類一覧は、要項の別表6＜映画配給事業者＞です。 支給額計算書は、「様式F：支給額計算書（映画配給事業者）」を使用してください。

施設の床面積の考え方①

床面積が1,000㎡を超えるか否かの判断

→特措令第11条第1項に規定する施設ごとの建築物の床面積で判断します
必ずしも建築物全体の床面積では判断しません

オフィス	
オフィス	
オフィス	
オフィス	
雑貨屋 1,200㎡	花屋 300㎡

建築物全体の床面積では
1,000㎡を超えているが
花屋のみの床面積で判断する

対象

対象外

ただし、ショッピングモールのように1階フロア全体（本屋、花屋）の運営事業者がおり、当該運営事業者が休業を決定する権限を有する施設である場合は、1階フロア全体の床面積で判断します。

施設の床面積の考え方②

※自己利用部分面積の考え方とは異なります。

「施設の建築物の床面積」とは、施設の敷地に存在する建築物の床面積を意味し、建築物が存在しない土地や工作物等が占める範囲の面積は該当しない

■施設事例

施設	建築物の床面積の考え方
ゴルフ場	建築物であるクラブハウスの床面積は含むが、コースの面積は含めません
テーマパーク、遊園地	屋外パレード等の園内土地の面積は含めません
百貨店、マーケット等	施設使用制限の対象外である生活必需物資の売り場面積等を含めます

■施設の敷地に複数の建築物が存在する場合

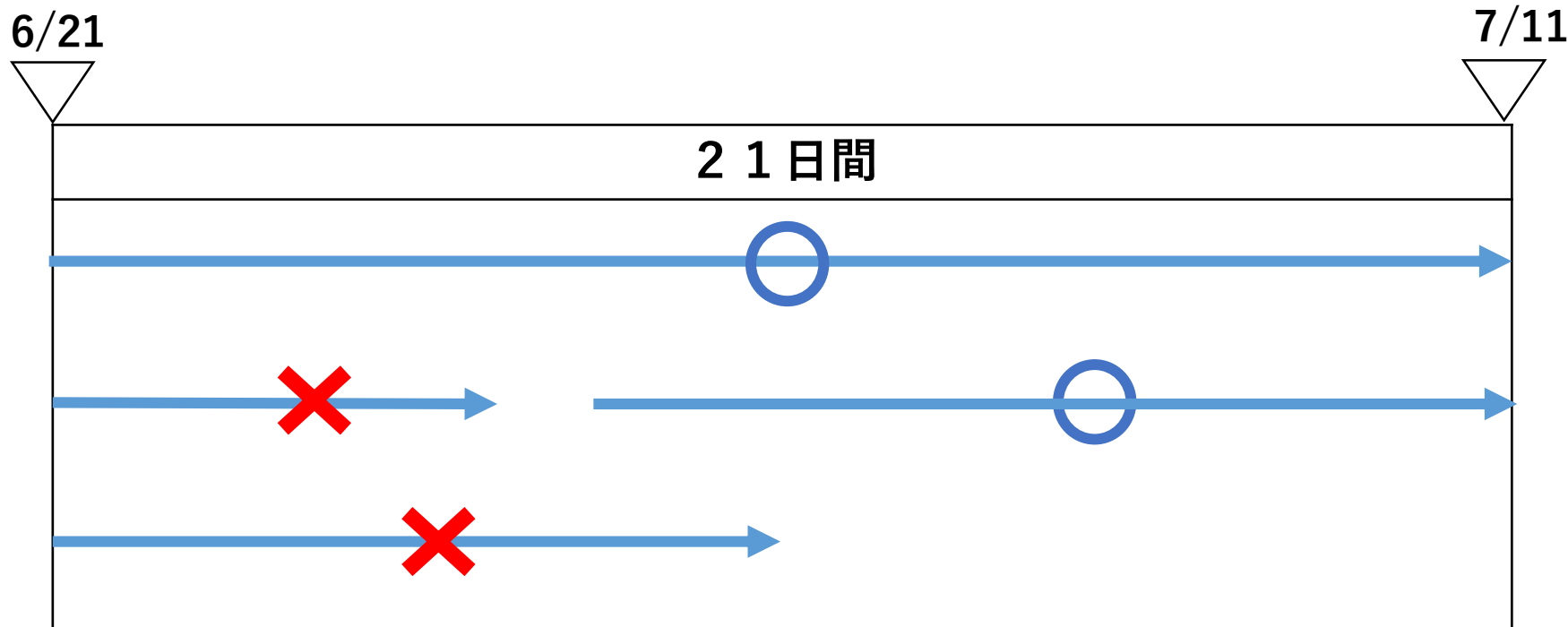
例1) 同一敷地内に百貨店の1号館と2号館が存在する場合 → 床面積を合算できます。それぞれ1,000㎡を超え、建築物として独立性を有する場合は、それぞれ特定大規模施設として申請することもできます。

例2) 同一敷地内に複数の建築物が存在し、それぞれにテナントが入っているアウトレットモールの場合 → 全ての建築物の床面積を合算できます

例3) 同一敷地内に別棟の立体駐車場が存在する場合
→当該駐車場の床面積も含めます（露天駐車場の面積は含めません）

協力期間の考え方

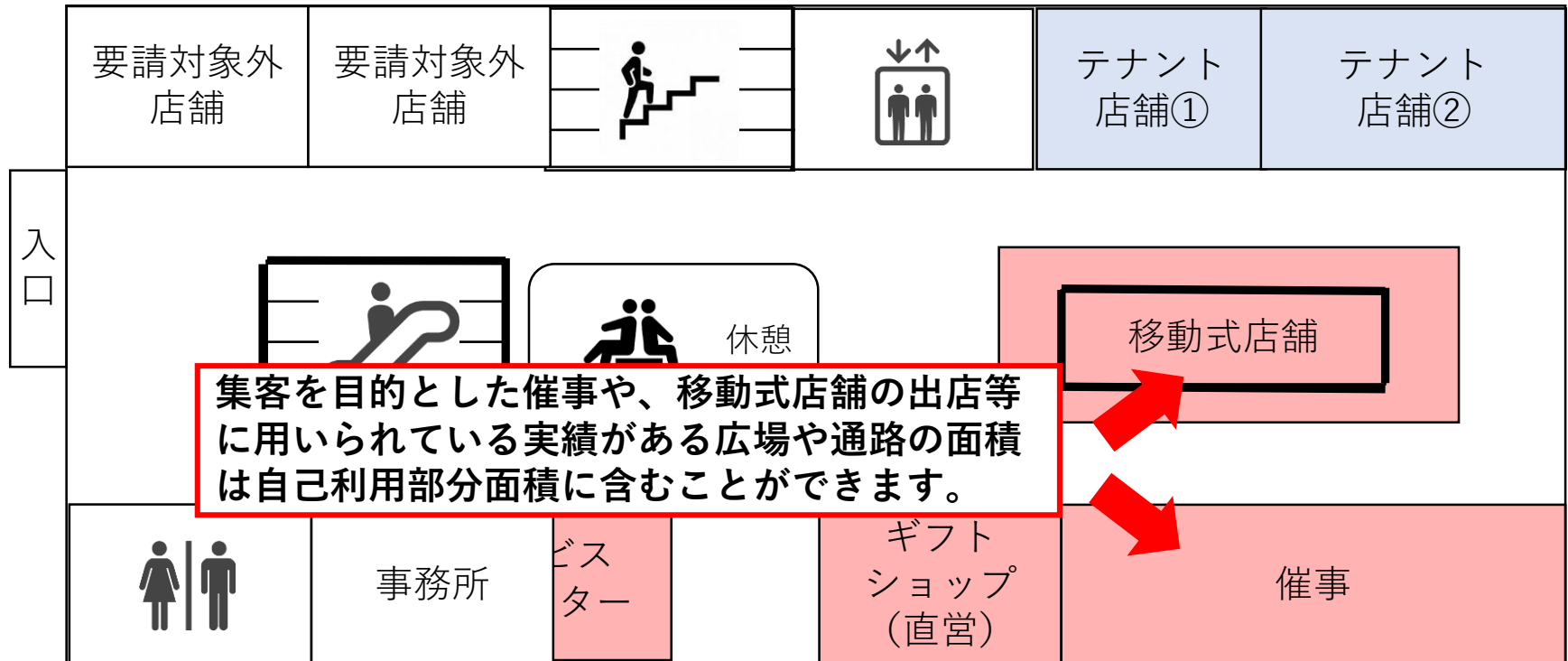
京都府の要請期間のうち、各要請期間ごとに、協力開始日から各要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して要請に応じた者であること。各要請期間において、協力開始日以降、各要請期間の終期までの間に、要請に応じない日が1日でもあれば、連続して応じたことにならないため、協力金は支給されません。



自己利用部分面積の考え方

施設の延べ床面積が分かる資料（建物登記簿謄本、不動産契約書、建築確認済証等）をご提出ください。

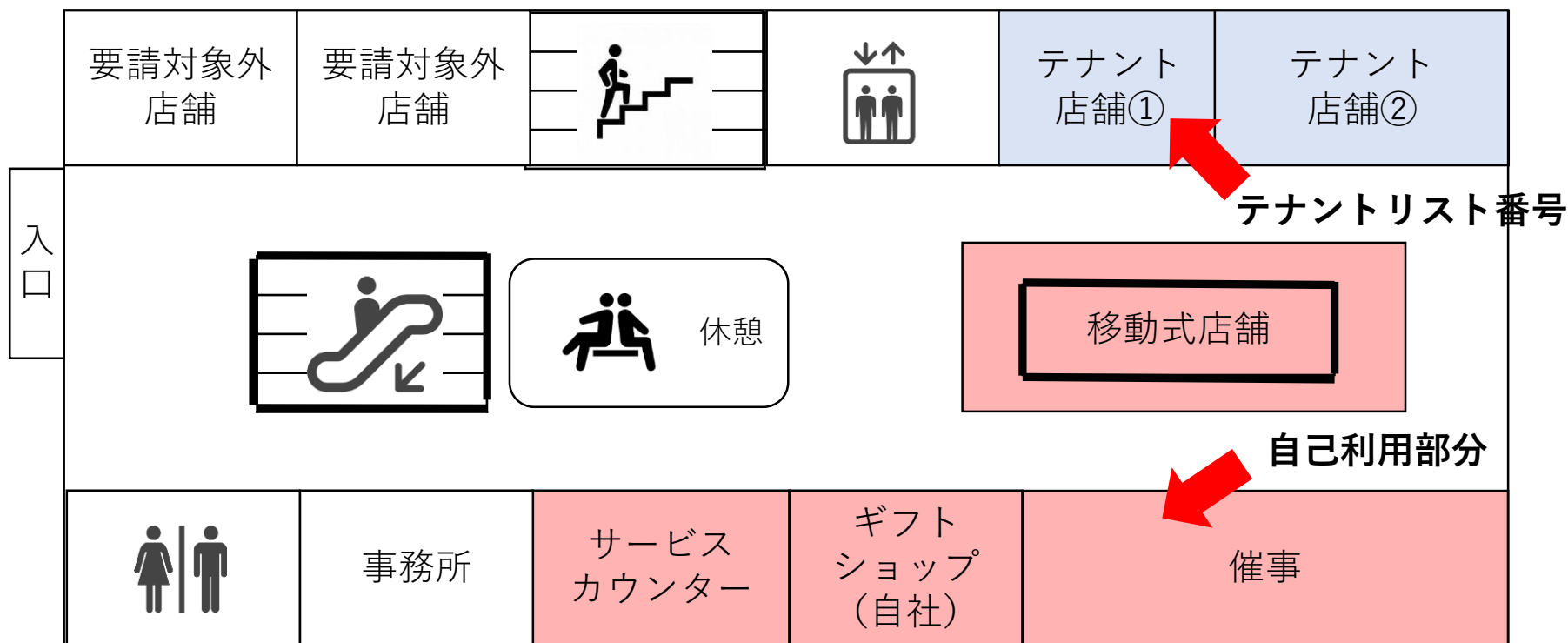
自己利用部分面積の考え方（イメージ）



区画の明示、面積の記載等について

* 下図のようにテナント等リストに記載の各店舗の区画及び番号、自己利用部分の区画並びに要請対象外の範囲を明示してください。

* 延床面積〇〇〇㎡、自己利用部分面積〇〇〇㎡を記載してください



延床面積：3,000㎡

自己利用部分面積：1,000㎡

WEB申請の流れ

準備

要項をご覧ください、必要な書類をご準備ください。

支給額計算書は、Excelファイルをダウンロードし、WEB申請前に記入しておいてください。

申請

今回初めて申請される方は
P 1 9以降を参照し京都府HP
より申請してください。

緊急事態措置協力金【大規模施設等
への協力金】を申請されている方は
マイページから申請してください。

登録

申請メニューより、フォームに沿って登録してください。

WEB申請の流れ（大規模施設運営事業者）

（映画館を含む）

準備

要項をご覧ください、必要な書類をご準備ください。

支給額計算書は、Excelファイルをダウンロードし、WEB申請前に記入しておいてください。

申請

マイページ又は以下の京都府ホームページから申請してください

URL：<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-daikibo2.html>

登録

申請メニューより、対象施設を選択し、フォームに沿って登録してください。

施設区分は入居するテナントへ引き継がれますので、入力間違いにご注意下さい。

受付

申請受付後、確認画面に**受付番号**・**大規模施設ID**・**テナント申請用認証番号**が表示されます。また、受付番号と設定頂いたパスワードにより、マイページからも確認頂けます。

大規模施設ID・**テナント申請用認証番号**は、テナントリスト番号と合わせ、入居するテナント事業者、映画配給会社へご連絡ください。

WEB申請の流れ

(大規模施設内テナント事業者)
(映画館配給事業者)

準備

要項をご覧ください、必要な書類をご準備ください。

支給額計算書は、Excelファイルをダウンロードし、WEB申請前に記入しておいてください。

申請

緊急事態措置協力金を申請された方は、マイページから申請してください。

今回初めて申請する方は、入居している大規模施設運営事業者から、大規模施設ID、テナント申請用認証番号、テナントリスト番号を確認し、以下の京都府HPから申請してください。URL：<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-daikibo2.html>

登録

申請画面で、**入居している大規模施設の【施設区分】**を確認頂き、フォームに沿って登録してください。【施設区分】に間違いがある場合は、速やかにコールセンターへご連絡ください。

受付

申請が完了しましたら、受付完了メールが届きます。必ず受付番号をご確認ください。

WEB申請の流れ（イベント関連施設内テナント事業者）

準備

要項をご覧ください、必要な書類をご準備ください。
支給額計算書は、Excelファイルをダウンロードし、WEB申請前に記入しておいてください。

申請

マイページ又は以下の京都府ホームページから申請してください。
URL：<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-daikibo2.html>

登録

申請メニューより、対象施設を選択し、フォームに沿って登録してください。

受付

申請が完了しましたら、受付メールが届きます。必ず受付番号をご確認ください。

WEB申請にあたっての注意事項

WEB申請動作環境

【パソコン】

Google Chrome 最新版（推奨）

Microsoft Edge 最新版

Safari 最新版 MacOS版のみ（推奨）

Internet Explorer 11（動作対象外）

WEB申請

京都府HPより施設選択を行うと対象施設により、申請フォームが表示されます。

【特定大規模施設運営事業者】
【イベント関連施設内のテナント事業者】
【非飲食業カラオケ事業者】

【特定大規模施設内のテナント事業者】
【映画配給事業者】

京都府緊急事態措置協力金
(特定大規模施設運営事業者の協力金)

必要事項をご入力の上、送信ボタンを押してください。

施設情報の入力	入力した施設情報の確認	テナント申請用情報の発行	協力金申請	申請内容の確認	協力金申請完了
---------	-------------	--------------	-------	---------	---------

個人情報の取り扱い【必須】 同意します
入力いただくお客様の個人情報は、お客様との連絡及び本事業に係る行政サービスの提供のために利用させていただきます。本事業は、京都府から委託を受け、株式会社JTBが行います。入力頂くお客様の個人情報は、お客様との連絡及び本事業に係る行政サービスの提供のために利用させていただきます。また、申請いただいた手続きに必要な範囲内で、業務委託会社に対しお客様の個人情報を提供いたします。

申請者について

申請者種別（法人・個人）【必須】 法人 個人事業主

大規模施設ID

テナント申請用認証番号

ログイン

ご登録される情報は、暗号化された通信(SSL)で保護され、プライバシーマークやISO27001/JIS Q 27001, ISO27017, ISO20000-1, ISO9001などの認証を取得している株式会社パイブドットによる遠隔管理システム「スパイラル」で安全に管理されます。

Powered by SPiRAL クリックして確認 送信の前に安全確認を。

入居する大規模施設運営事業者、または映画館運営事業者に施設ID、テナント申請用に証番号を確認してください

申請フォーム～施設情報の登録①～

申請者について

申請者種別（法人・個人）**【必須】** 法人
 個人事業主

申請者名称（法人名・個人事業主
は屋号）**【必須】**

例) 有限会社京都産業

申請者名称（法人名・個人事業主
は屋号）カナ**【必須】**

※スペースは入力せず左詰め

例) ユウゲンガイシャキョウトサンギョウ

申請者住所：郵便番号**【必須】**

 -

※半角数字にて入力

振込先について

金融機関名**【必須】**

※振込先口座は申請者の口座に限ります。

本申請に係る連絡先について

担当連絡先：部署名

最初に要請にご協力いただいた申請者様に関する情報、施設に関する情報を入力いただきます。

注：前の画面に戻るときは、必ず「戻る」ボタンで戻ってください。ブラウザで戻ると入力情報が消えてしまいますのでご注意ください。

申請フォーム～施設情報の登録②～

要請等に協力した施設について

協力した施設：施設の種類 [必須]	<input type="text" value="----- 選択してください -----"/>
施設の種類（具体的に記入してください） [必須]	<input type="text" value="----- 選択してください -----"/> <small>で下さい。</small>
協力した施設：施設・店舗名称 [必須]	<input type="text" value="----- 名称の施設が複数存在する場合は、必ず支店名も含めてご入力 -----"/>

0001 商業施設

0002 屋内運動施設

0003 屋内遊技施設

0004 遊興施設

0005 サービス業

0006 映画館等

0007 劇場等

0008 集会・展示施設

0009 ホテル・旅館

0010 屋外運動施設

0011 屋外遊技施設

0012 博物館等

0013 非飲食業カラオケ店

施設に関する情報を入力するにあたり施設コードを選択してください。映画配給事業者の方は、**【0006映画館等】**を選択してください。間違って選択で申請した場合は修正が必要ですのでコールセンターへお問い合わせください。

必要書類および誓約書について

アップロードにあたっての注意事項

- 添付可能なファイルは、JPG(JPEG含む)、PNG、PDF、ZIPです。
- 最新のiOSでは、画像形式がJPEGから「HEIF」に変更されていますが、このHEIF/HEICでの添付は受け付けません。
- 各項目1ファイルのみ選択できます。複数枚の情報は、ZIP圧縮のうえ添付ください。
- アップロード可能な容量は1ファイル10MB以内です。
- 画像がぼやけていないか、必要な情報が切れていないか、必ずご確認ください。
- 複数のファイルを同時に送信するため、通信環境によりアップロードに失敗する場合があります。
- 通信が中断した場合などエラー番号1851が表示された場合は、別の通信環境や端末から送信ください。
- 古いバージョンのブラウザやスマホ・タブレット端末をお使いの場合、ファイル送信が正しくできない場合がございます。
- オンラインストレージ上のファイルを直接選択されても、正しくアップロード出来ないケースが報告されていますので、一旦端末上に保存してから選択してください。
- 拡張子がないファイルをアップロードされると、404エラーが表示されます。

要項の別表にあります提出物をアップロードいただきます。アップロードにあたっては、注意事項をよくお読みください。

申請フォーム～施設情報の登録③～

パスワード【必須】

※半角英数字

(確認用)

※特定大規模施設としての申請状況を確認する際や、提出書類に不備があり追加送信する際に使用します。

※テナント申請者には伝えないで下さい。

入居テナントの申請に必要な情報について

大規模施設ID【必須】

※半角英数字およびハイフンで32文字以内

施設名称をローマ字で入力ください。

※入居されているテナント施設が申請する際に使用します。

※同一名称で複数ある施設は、必ず支店名称も含めてください。

今後、マイページに入る際のパスワードを設定いただきます

大規模施設運営事業者、または大規模映画館運営事業者は、施設IDを作成いただくこととなります。
入居するテナント事業者、映画配給事業者と共有する情報となります。

施設ID設定を行う
大規模施設運営事業者
P 27へ

施設ID設定を行う大規模施設
運営事業者以外
P 28へ

申請フォーム～大規模施設運営事業者

申請者情報登録

店舗名： ○○○○

テナント事業者の申請には、下記の情報が必要です。

大規模施設ID： ○○○○

テナント申請用認証番号： ○○○○

テナントリスト番号：※店舗ごとに個別の番号

大規模施設様に任意で
設定頂きます。

4桁番号が自動発番されます。

申請URL

<https://area34.smp.ne.jp/area/switch/00002G0005e79CoWDA/Entrance-MallTenant>



入居するテナント事業者、
映画配給会社へご連絡ください。

申請受付期間：令和3年6月28日(月)～8月2日(月)

協力金申請情報登録

申請内容の確認

受付・受付番号の発行

確認後、メールにて受付番号が
届きます。ご確認ください。

注：前の画面に戻るときは、必ず
「戻る」ボタンで戻ってください。
ブラウザで戻ると入力情報が消えて
しまいますのでご注意ください。

申請フォーム～

(大規模施設内テナント事業者)
(映画館配給事業者)

京都府緊急事態措置協力金
(テナント事業者・映画配給事業者の協力金)

入力ページを用意しています。次へボタンを押してください。

今回の申請はどちらに該当しますか？

テナント施設

映画配給会社

該当の施設種類にチェックをしてください。

次へ

申請情報登録

申請内容の確認

受付・受付番号の発行

注：前の画面に戻るときは、必ず「戻る」ボタンで戻ってください。ブラウザで戻ると入力情報が消えてしまいますのでご注意ください。

確認後、メールにて受付番号が届きます。ご確認ください。

郵送申請について

やむを得ず、郵送申請となる場合は、京都府HPより申請書類をダウンロードして申請してください。

それでもなお難しい場合は、コールセンターへご相談ください。

大規模施設等協力金コールセンター

TEL:075-252-1330

月曜日から土曜日までの9時30分から17時30分

日曜日・祝日は休み

なお、大規模施設運営事業者、映画配給会社におかれましては、WEB申請のみとなります。